

表 中小企業向け給付金制度の概要（2021年3月13日施行）

対象	中小企業・個人事業主
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年の事業収入（売上高）が2019年比で30%以上減少 ・ 2019年の業績が黒字である ・ 事業継続中であり、納税や社会保険料の延滞がない ・ 給付金の使途は、2020年3月～2022年6月までの債務返済、サプライヤーへの支払い、給与、家賃や光熱費などの固定費に限定 ・ 少なくとも2022年6月まで事業を継続する ・ 2年間は配当金の支払いや経営陣の報酬引き上げを行わない
給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業：2020年の事業収入の前年比減少分の最大20%（4,000～20万ユーロ） ・ 従業員10人以下の零細企業・中～大規模個人事業主：2020年の事業収入の前年比減少分の最大40%（4,000～20万ユーロ） ・ 小規模個人事業主：2020年の事業収入の前年比減少分の最大40%（上限3,000ユーロ）
給付期間	2021年12月末まで

（出所）首相府、勅令法5/2021「新型コロナウイルス下における企業ソルベンシー支援特別措置法」